

福岡市立小学校・中学校の
学校規模適正化に関する提言(案)

資料編

目 次

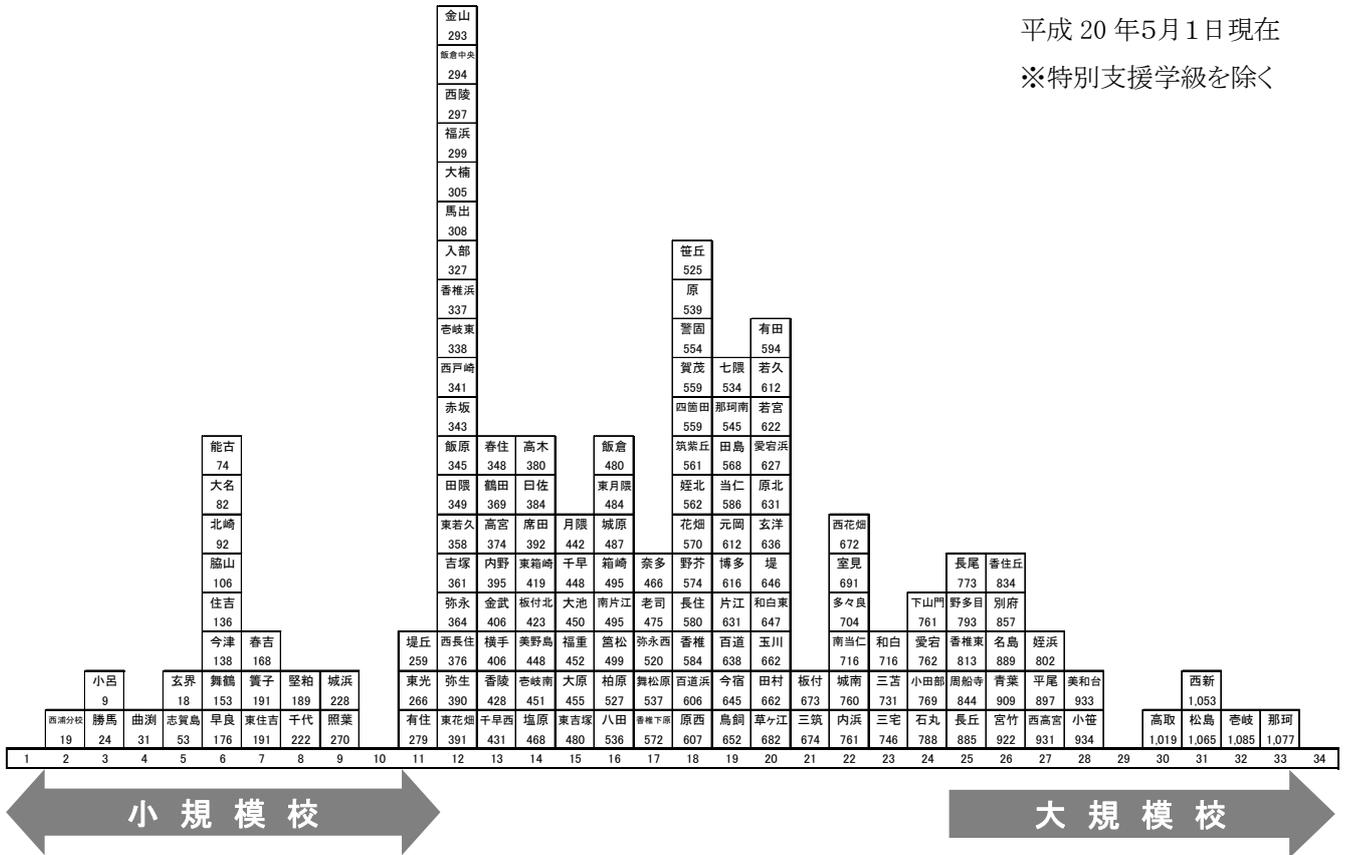
(本編関係箇所)

1	福岡市の小中学校の現状	1	(第1章)
2	学校規模に起因する教育課題の事例	3	(第2章)
3	学校の適正規模についての法令の規定	5	(第4章)
4	学校の適正規模のまとめ	6	(第4・5章)
5	これまでの学校規模適正化の取り組み	7	(第6章)
6	施設一体型小中連携教育	10	(第6章)
7	通学区域制度	12	(第7章)
8	通学路に関する諸規定	15	(第7章)
9	通学路の安全確保	18	(第7章)
10	遠距離通学の状況	19	(第7章)
11	学校と地域の関わり	20	(第7章)

福岡市の小中学校の現状 (本編 第1章 関係)

(1) 規模別の小学校一覧(147校)

平成 20 年5月1日現在
※特別支援学級を除く



(3) 小規模校の学級編制

① 小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小呂小	1	2	0	2	1	3	9
	1		0	1	1		3
勝馬小	1	7	1	6	4	5	24
	1		1		1		3
曲淵小	8	4	8	4	4	3	31
	1	1	1		1		4
玄界小	0	2	4	4	4	4	18
	0	1	1	1	1	1	5
志賀島小	9	3	8	7	14	12	53
	1	1	1	1	1	1	5
能古小	13	8	11	14	14	14	74
	1	1	1	1	1	1	6
大名小	9	20	7	14	17	15	82
	1	1	1	1	1	1	6
脇山小	18	18	15	18	17	20	106
	1	1	1	1	1	1	6

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
北崎小	6	12	12	20	22	20	92
	1	1	1	1	1	1	6
(西浦分校)	12	7					19
	1	1					2
住吉小	25	20	20	21	22	28	136
	1	1	1	1	1	1	6
今津小	19	23	21	23	29	23	138
	1	1	1	1	1	1	6
舞鶴小	25	23	23	22	36	24	153
	1	1	1	1	1	1	6
早良小	26	32	32	26	33	27	176
	1	1	1	1	1	1	6
春吉小	23	42	28	26	26	23	168
	1	2	1	1	1	1	7
東住吉小	49	31	27	32	23	29	191
	2	1	1	1	1	1	7

上段 児童数
下段 学級数 (平成20年5月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
簗子小	41	28	32	25	36	29	191
	2	1	1	1	1	1	7
堅粕小	20	37	36	36	31	29	189
	1	2	2	1	1	1	8
千代小	50	28	36	38	40	30	222
	2	1	2	1	1	1	8
城浜小	38	32	39	39	31	49	228
	2	1	2	1	1	2	9
照葉小	67	66	33	45	36	23	270
	2	2	1	2	1	1	9
堤丘小	42	39	46	36	43	53	259
	2	2	2	1	2	2	11
東光小	49	45	44	47	43	38	266
	2	2	2	2	2	1	11
有住小	61	59	29	45	42	43	279
	2	2	1	2	2	2	11

※特別支援教育学級を除く。

② 中学校

	1年	2年	3年	計
玄界中	1	4	3	8
	1	1	1	3
小呂中	2	1	6	9
	1	1	1	3
能古中	12	18	12	42
	1	1	1	3
照葉中	32	17	7	56
	1	1	1	3
北崎中	24	14	25	63
	1	1	1	3
千代中	42	45	30	117
	2	2	1	5
福岡中	45	44	47	136
	2	2	2	6

	1年	2年	3年	計
東光中	56	57	66	179
	2	2	2	6
志賀中	64	56	66	186
	2	2	2	6
東住吉中	57	72	58	187
	2	2	2	6
住吉中	58	69	64	191
	2	2	2	6
舞鶴中	75	60	64	199
	2	2	2	6
壹岐丘中	70	64	85	219
	2	2	3	7
博多中	89	88	72	249
	3	3	2	8

上段 生徒数
下段 学級数 (平成20年5月1日現在)

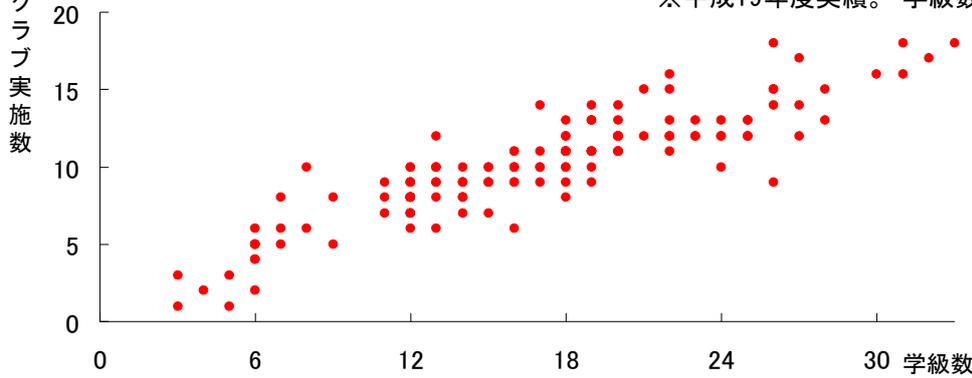
	1年	2年	3年	計
城香中	90	113	106	309
	3	3	3	9
吉塚中	98	110	113	321
	3	3	3	9
警固中	127	100	108	335
	4	3	3	10
早良中	107	110	122	339
	3	3	4	10
松崎中	130	109	112	351
	4	3	3	10
梅林中	123	126	117	366
	4	4	3	11
西福岡中	127	151	117	395
	4	4	3	11

※特別支援教育学級を除く。

(1) 学校規模と小学校のクラブ活動

① 学校規模とクラブ活動の実施数の関係

※平成19年度実績。学級数は特別支援学級を除く。



② 主要なクラブ活動の実施状況

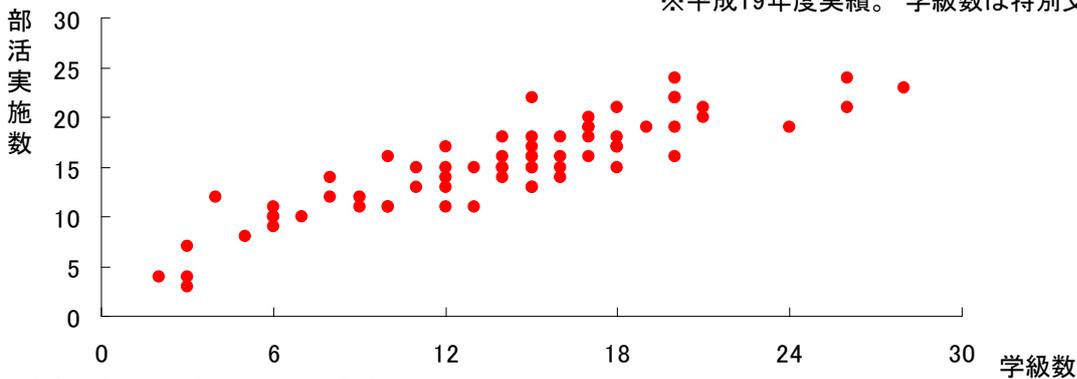
学級数	学校数	パソコン	家庭科	卓球	バドミントン	マンガ・イラスト	サッカー	バスケットボール	理科図工	囲碁将棋
1～5	5	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
6～11	18	67%	33%	6%	33%	6%	6%	22%	17%	28%
12～23	99	85%	76%	64%	57%	51%	51%	48%	42%	39%
24～	24	92%	92%	83%	67%	83%	71%	54%	75%	46%
(実施学校数)		118	103	84	78	71	68	65	63	55

実施率が低く、児童の選択肢が少ない。

(2) 学校規模と中学校の部活動

① 学校規模と部活動の実施数の関係

※平成19年度実績。学級数は特別支援学級を除く。



② 主要な部活動の実施状況

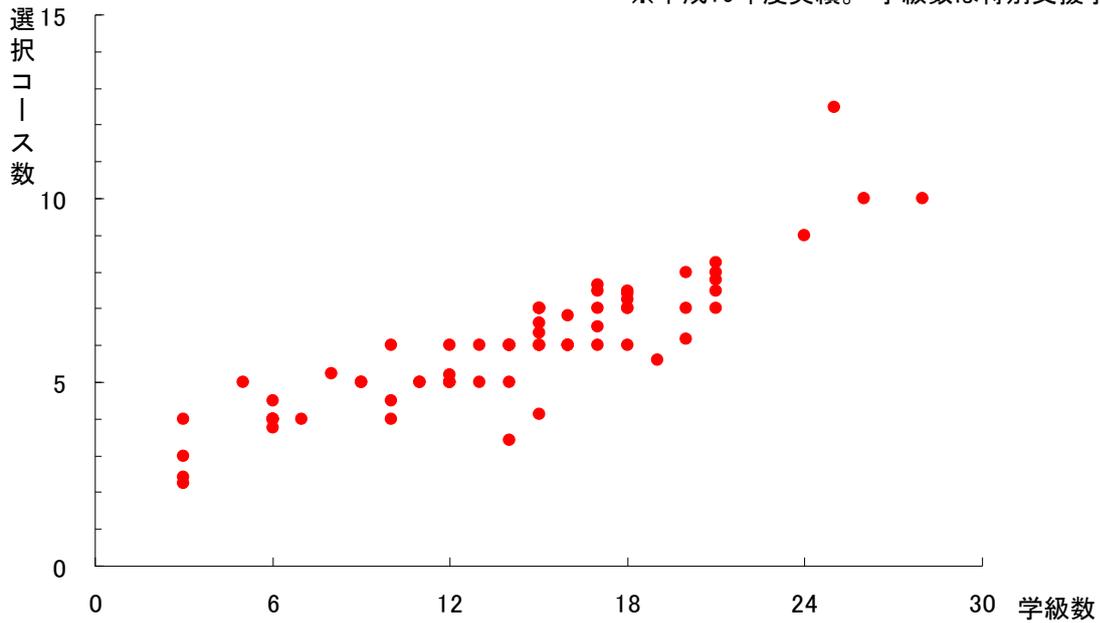
学級数	学校数	サッカー	野球	バレーボール	バスケットボール	テニス	卓球	陸上	剣道	プラスバンド	美術
1～5	6	33%	17%	33%	33%	33%	17%	0%	33%	0%	17%
6～8	7	86%	86%	57%	86%	57%	43%	43%	43%	71%	71%
9～11	5	60%	100%	60%	100%	100%	80%	60%	60%	100%	80%
12～17	30	90%	100%	100%	100%	93%	60%	67%	87%	100%	83%
18～23	14	86%	100%	93%	100%	100%	86%	93%	79%	93%	86%
24～	4	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
(所属生徒数)		1,916	2,958	2,092	3,076	3,721	1,334	1,708	1,104	2,881	1,014

実施率が低く、生徒の選択肢が少ない。

(3) 学校規模と中学校の選択教科

① 学校規模と3年生での選択コース数の関係

※平成19年度実績。学級数は特別支援学級を除く。



② 3年生での具体的な選択コースの開設状況

理科や体育が選択できない

A中学校(6学級:3年生2学級)

授業時数	実施形態	国語	数学	社会	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	開設教科数	開設コース数
35時間/年	週1回×通年	1	1	1						1	4	4

生徒の選択肢が少ない

B中学校(18学級:3年生6学級)

授業時数	実施形態	国語	数学	社会	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	開設教科数	開設コース数
35時間/年	週1回×通年	1	1	1	1			1		2	6	7

(1) 学校教育法施行規則

(学級数)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(準用規定)

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

(国の負担)

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1

2 前項第1号の教室の不足の範囲及び同項第4号の適正な規模の条件は、政令で定める。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 略

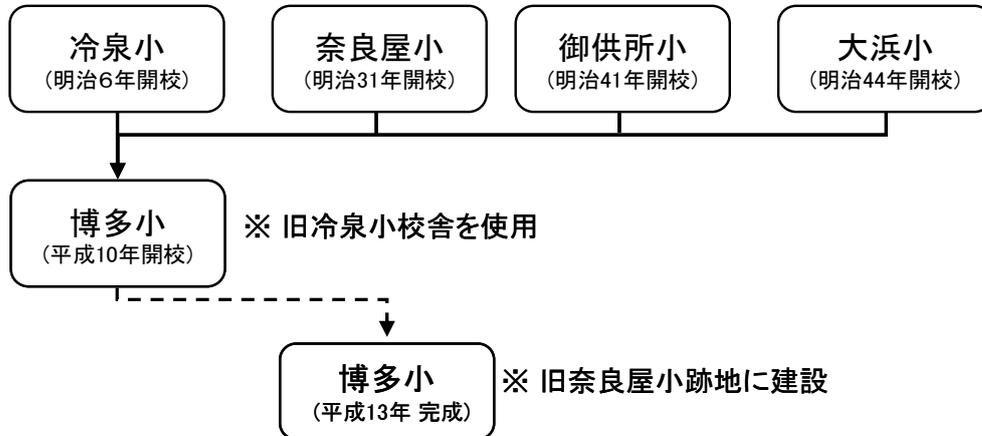
学校の適正規模のまとめ (本編 第4・5章 関係)

小 学 校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
(1)人間性・社会性の育成	適正化すべき範囲						適正な学校規模												適正化すべき範囲														
	全学年でクラス替えできない																		適正化すべき範囲														
	クラス替えできない学年がある																		適正化すべき範囲														
(2)学習効果													クラブ活動の開設数が多いなど、学習指導の上で児童に十分な選択肢がある																				
(3)教員配置													同学年の複数の教員による協力・支援体制によって、円滑な学年経営を行える																				
																									教頭の複数配置								
																									養護教諭の複数配置 (児童数 851人以上)								
																									事務職員の複数配置								
(4)施設整備	対象外						施設整備の国庫補助対象												対象外														
(法令等)													「標準」とする学級数																				
													「適正な規模」の学級数												統合の場合の運用基								
	過小規模						小規模						適正規模						大規模						過大規模								

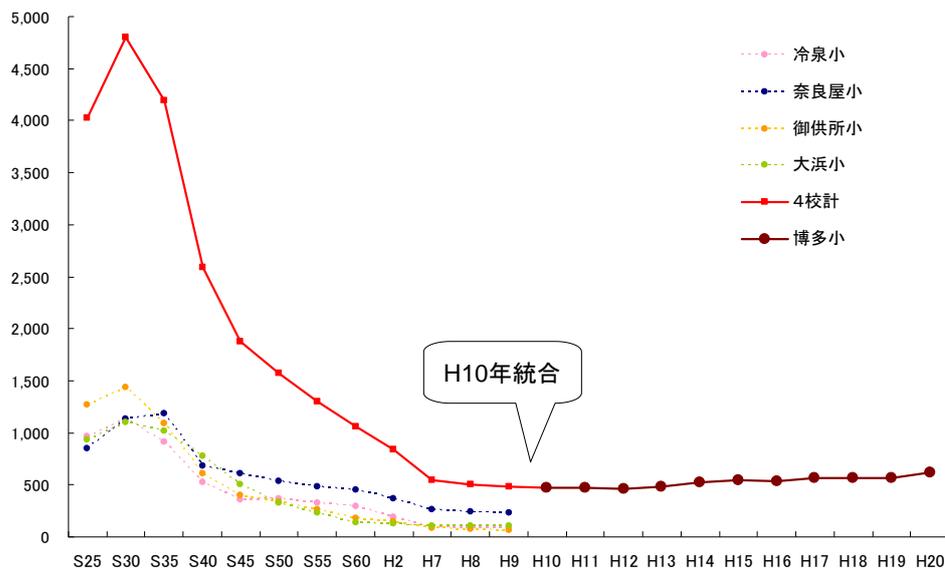
中 学 校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
(1)人間性・社会性の育成	適正化すべき範囲						適正な学校規模												適正化すべき範囲														
	全学年でクラス替えできない																		適正化すべき範囲														
	クラス替えできない学年がある																		適正化すべき範囲														
(2)学習効果													部活動や選択教科のコース開設数が多いなど、学習指導の上で児童に十分な選択肢がある																				
(3)教員配置													同学年の複数の教員による協力・支援体制によって、円滑な学年経営を行える																				
													5教科に複数の教員と実技系教科に正規の教員が配置される																				
																									教頭の複数配置								
																									養護教諭の複数配置 (生徒数 801人以上)								
																									事務職員の複数配置								
(4)施設整備	対象外						施設整備の国庫補助対象												対象外														
(法令等)													「標準」とする学級数																				
													「適正な規模」の学級数												統合の場合の運用基準								
	過小規模						小規模						適正規模						大規模						過大規模								

1 博多小学校の事例

(1) 4小学校統合の流れ



(2) 統合前後の児童数の推移



(3) 統合直前の4小学校の学級編制

	児童数 (平成9年5月1日現在)						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
冷泉小	14	12	11	15	8	26	86
奈良屋小	35	35	39	40	43	38	230
御供所小	9	13	7	11	11	15	66
大浜小	17	18	7	17	23	18	100

※特別支援学級を除く

(4) 統合の同意に至るまでの経緯

①地域との協議状況

	教育委員会と地域の協議	地域の中での協議	
H7	17回	0回	統合の是非についての協議
H8	43回	31回	
H9	24回	8回	開校準備
H10	11回	0回	
	95回		39回

②主な意見への対応

【主な意見等】

【対応等】

教育上の工夫で課題の解決ができないかという意見



小規模のままでは、解決できない課題があることへの理解を求める。

地域の学校がなくなることや伝統が途絶えることへの不安



開校準備の中で、4校の伝統行事を受け継ぐことを検討。

統合で通学距離が長くなる場合の安全確保への不安



開校準備の中で、地域とともに現地調査を繰り返し、通学路を決定。

地域コミュニティが崩れ、活動拠点がなくなることへの不安



地域コミュニティは4校区のままとし、地域が利用しやすい学校施設を整備。

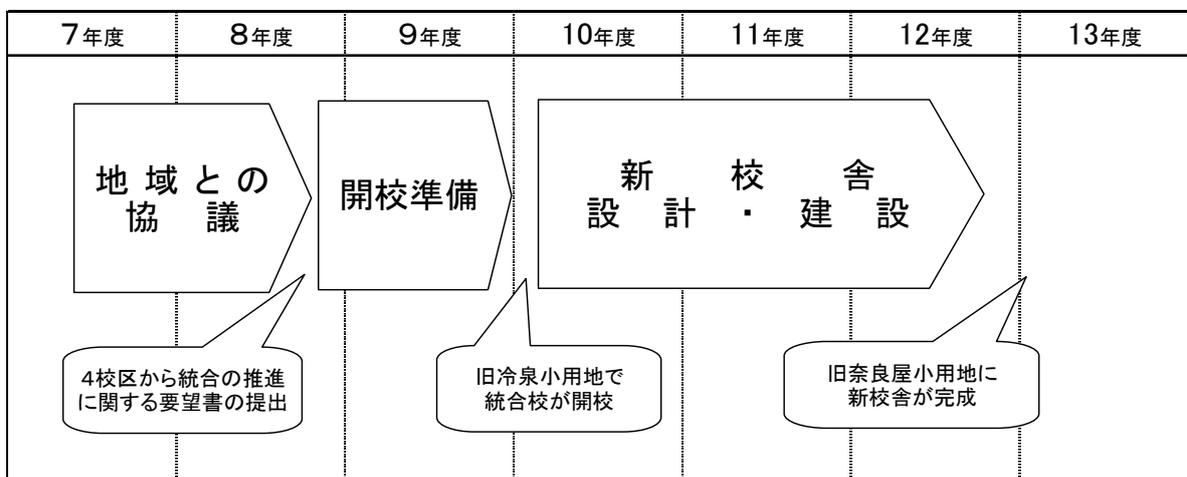
人口増加への取り組みと矛盾するのではないかという意見



地域の活性化、まちづくりの核となるような学校づくりを行う。

議論を重ねる中で、統合への不安や疑問に対する解決方法を検討した結果、慣れ親しんだ学校がなくなることに対する感情は残りつつも、優先すべきは子どもの教育環境であるとし、4つの校区は、統合を決断した。

(5) 開校までの流れ



2 大規模校への取り組み

(1) 従来からの取り組みの方針

25 学級以上の大規模校



児童生徒数及び学級数に対応した施設整備を行う。

31 学級以上の大規模校



分離新設 または 近隣校との校区調整を行う。

(2) 平成元年以降の分離新設の状況

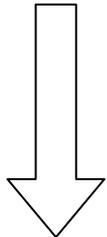
開校年	新設校	分離元校の前年の状況					
		学校名	児童生徒数	学級数	学校名	児童生徒数	学級数
平成元年	柏原小	花畑小	1,272(9)	33(1)			
	飯倉中央小	原小	1,125(0)	30(0)	飯原小	881(0)	22(0)
	玄洋小	今宿小	1,226(7)	32(1)			
	原中央中	原中	1,646(0)	38(0)			
平成2年	小田部小	原北小	1,380(0)	37(0)			
	青葉中	多々良中央中	1,232(4)	30(1)			
平成3年	野間中	筑紫丘中	1,230(7)	31(1)	長丘中	1,272(0)	31(0)
平成4年	香陵小	千早西小	1,155(0)	33(0)			
	松崎中	多々良中	1,329(0)	35(0)			
平成5年	百道浜小	西新小	916(0)	26(0)	百道小	780(0)	23(0)
	松島小	筥松小	1,337(0)	36(0)			
平成7年	横手小	日佐小	1,118(0)	31(0)	高木小	653(0)	18(0)
平成8年	三苦小	和白小	1,302(9)	36(1)			
	愛宕浜小	姪浜小	1,017(19)	27(3)			
平成12年	箱崎清松中	箱崎中	1,062(0)	28(0)			
平成19年	姪北小	姪浜小	1,010(23)	31(4)	内浜小	1,082(18)	31(3)

※() は特別支援学級で外数

（1）小中連携教育の背景

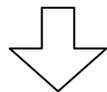
小学校と中学校の学習環境の変化に順応できる子どもと、できない子どもが顕著になり、教育上の課題が生じている。

小学校と中学校の学習環境の変化



- 中学から急に難しくなる教科内容や英語教育などへの学習への不安
- 学習指導や生徒指導の違いによる不安
- 先輩・後輩や先生などの人間関係に対する不安
- 小中学校の学校文化の違い(教員の学力観・指導観の違い)

不登校の増加や学習意欲の低下(いわゆる「中1ギャップ」の問題)



小中連携教育のねらい

- 義務教育9ヵ年を見通した教育活動の充実
- 小学校から中学校への滑らかな移行
- 児童生徒の交流による、よりよい人間関係の形成

（2）福岡市における小中連携教育の取り組み

福岡市では平成18年度から小中連携教育推進事業に取り組んでおり、平成20年度は、「(小学校)英語活動から(中学校)英語教育への接続」など、小・中学校共通の重点テーマを設定して、合同研修会の実施、中学校教員の小学校での指導などの取り組みを、全ての中学校ブロックで行っている。

その中で照葉小中学校は、施設一体型小中連携校としての施設整備によって、様々な取り組みが可能であるため、福岡市全体の小中連携教育を推進する上でのモデルとして位置づけられている。

照葉小中学校で行われる取り組みを通して、小中連携教育についての様々な選択肢を提示することができ、各学校はその選択肢の中から取り組みを検討することができる。



(3) 施設一体型小中連携教育の特徴

①照葉小中学校の取り組み

小 学 校						中 学 校		
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年

9カ年を通した教育内容
 ~ 小中学校の教職員が連携して、教育課程を編成。

中学校の専門性を活かした教材の共同研究, 小学校の教員による部活動の指導 など

学級担任制 **教科担任制**

小学校の教員が専門の教科を指導 (教科担任制)。

学級担任制から教科担任制への円滑な移行

一部の教科(音楽, 図工, 体育)で中学校の教員が指導。

小中学生の交流活動
 ~ 休み時間, ランチルーム給食, 学校行事, 児童会・生徒会活動, 小中学校と地域の合同運動会

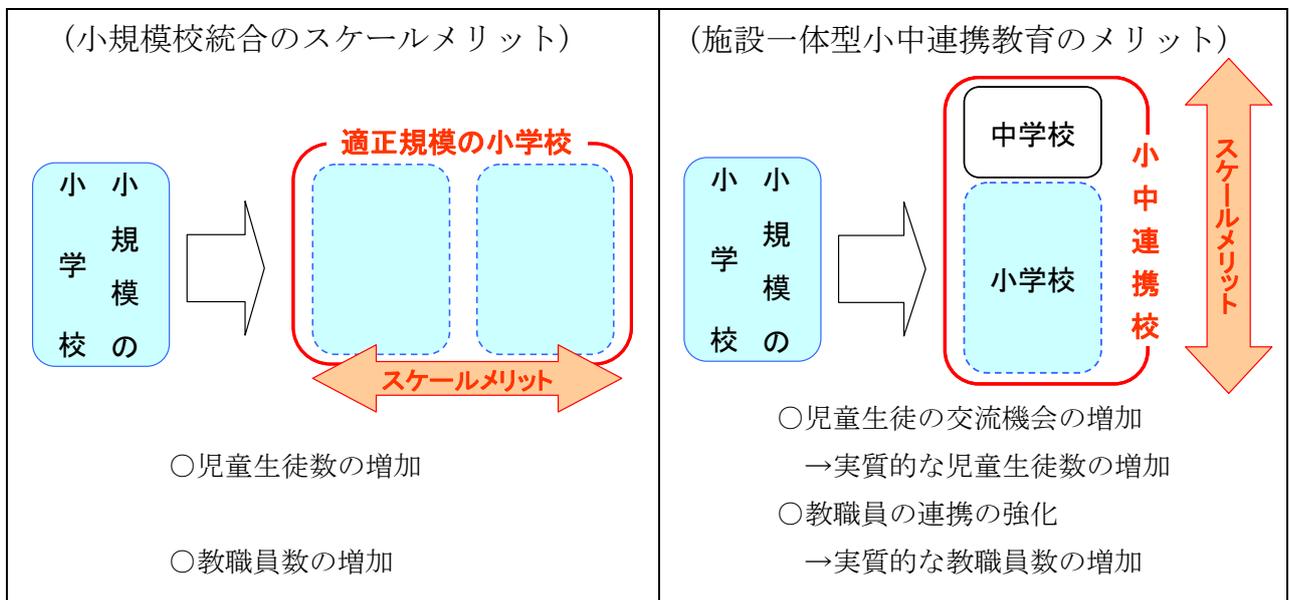
②照葉小中学校の施設の特徴

- 児童生徒や教職員の交流を意図した配置
 (職員室・ランチルーム・図書館等を共用, 交流の場となるラウンジやベンチの設置)
- 地域に開かれた学校
 (体育館・プールや特別教室の開放が可能な管理区分, 地域連携室の設置)

(4) 施設一体型小中連携教育のスケールメリット

施設一体型小中連携教育では、子ども同士・子どもと教員の交流機会の増加や教職員の連携の強化によって、学校の統合の場合と同等のメリットが生じる。

学校の統合に併せて、施設一体型小中連携教育を導入することで、一層のスケールメリットを活かした教育活動が可能となり、より教育効果を高めることができる。



1 通学区域制度に関する法令の規定等

(1) 就学校の指定(学校教育法施行令 第5条)

児童生徒の就学すべき学校については、住所地の市町村教育委員会が指定する。

(入学期日等の通知, 学校の指定)

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

(1)～(2) 略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 略

(2) 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会はあらかじめ「通学区域」を設定している。この通学区域については、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域コミュニティが形成されてきた歴史的経緯等、それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断にもとづいて設定される。

(3) 就学校の変更(学校教育法施行令 第8条)・・・指定学校変更制度

市町村教育委員会から指定された就学校が、子どもの状況等に合致しない場合で、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認める場合には、市町村内の他の学校に変更することができる。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない

(4) 通学距離に関する要件(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条)

通学距離は、小学校では4 km 以内、中学校では6 km 以内とする。

2 通学区域制度に関する文部科学省の通知

(1) 通学区域の弾力的運用について(平成9年度)

- ・ 地域の実情や保護者の意向に配慮して、通学区域制度の運用の弾力化を図る。
- ・ 通学区域制度に関して広く保護者に周知するとともに、就学に関する相談体制の充実を図る。

(2) 学校教育法施行規則の一部改正について(平成14年度)

- ・ 指定学校変更についての要件及び手続きを明確化し、公表すること。

(3) 学校教育法施行規則の一部改正及び就学校の変更の取扱いについて(平成17年度)

- ・ 就学校を指定する通知に、指定の変更について保護者の申立ができる旨を示すこと。

2 福岡市における通学区域の設定について

(1) 通学区域設定の仕組み(学校の分離新設の場合)

- ①新設校の通学区域，分離元校の通学区域変更について，教育委員会と自治協議会関係者・P T A等で協議し，合意形成を図る。
- ②教育委員会は合意形成にもとづき，福岡市通学区域審議会(学識経験者・地域代表・P T A代表等で構成)に通学区域の設定を諮問し，答申を得る。
- ③答申にもとづき，教育委員会で通学区域を設定し，自治協議会関係者・P T A等に周知する。

(2) 通学区域に関する福岡市の基本的考え方

福岡市では，小学校区ごとに公民館を設置するなど，小学校区を単位としたコミュニティ施策を推進しており，それぞれの校区で自治協議会が設立されている。

各学校においても，地域との密接な連携を基礎にして学校運営を進めており，通学区域と地域コミュニティの範囲は一致することが望ましいことから，福岡市では，通学区域を自由に選択できるいわゆる学校選択制度は導入していない。

4 福岡市における指定学校変更の弾力化への取り組み

(1) 福岡市における指定学校変更の要件

- ①心身の故障により遠距離の学校に通学することが困難な場合
- ②転出学により著しく教育に支障を来す場合
- ③短期間の居住後再度転居(転出入)することが確定している場合
- ④転居(転出)することが確定しているため学期(学年)始めから転居(転出)先の学校へ入学(転入)する場合
- ⑤両親が共働きのため，帰宅後監督者がいない場合
- ⑥公共事業による立退きの場合
- ⑦転校の結果，学校行事に参加できなくなるとき
- ⑧いじめ，不登校等児童生徒の生活指導上特に問題があるため，指定学校へ通学することが適当でないと判断される場合
- ⑨転出学により兄弟姉妹が卒業まで指定学校を変更する場合の兄弟姉妹について
- ⑩保護者が，教育委員会が特別転入学制度に指定する学校に就学を希望し，教育委員会が就学を認めた場合(海っ子山っ子スクール)
- ⑪遠距離通学解消のため，指定学校変更許可区域の保護者が変更許可校への通学を希望する場合

(2) 海っ子山っ子スクール(小規模校特別転入学制度)について・・・(1)の⑩

①制度の趣旨

海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切に、自然を生かした教育活動を行っている小規模な学校に通学することにより、豊かな人間性をはぐくみ、自然を愛する心をつちかう。

②通学についての条件

- ・児童生徒自身が自力で公共の交通機関を利用し通学する。
- ・通学時間はおおむね1時間以内とする。
- ・保護者の責任と負担において通学する。

③対象校及び在籍人数

(平成20年5月1日現在)

学 校 名	児 童 生 徒 数	うち「海っ子山っ子」
勝 馬 小	24 名	12 名
曲 渕 小	31 名	24 名
能 古 小	74 名	42 名
能 古 中	42 名	22 名

(3) 遠距離通学の解消について・・・(1)の⑪

①制度の趣旨

通学距離や通学時間を踏まえた一定の基準(※)による指定学校変更を認め、現行の通学区域制度は維持しつつ、遠距離通学の解消及びバス通学の費用負担の軽減を図る。

②通学距離等に関する基準

小学校：概ね2kmを超える場合

中学校：概ね3kmを超える場合

③対象地域及び対象児童数

東区名子地区(多々良小学校 → 青葉小学校)

1 通学路と通学手段の設定の根拠

通学路や通学手段の設定は、**学校保健法第2条**で、各学校において作成が義務づけられている「**学校保健安全計画**」の一部として位置づけられている。

(1) 学校保健法

(学校保健安全計画)

第2条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(2) 文部科学省作成 安全教育参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

第1章 総説 第4節 学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健法で作成が義務づけられている**学校保健安全計画のうち、安全に関する計画として位置づけられる。**

(中 略)

学校安全計画の内容としては、次のような事項が考えられる。

2 安全管理に関する事項

(2) 交通安全

- ア **通学路の設定**と安全点検
- イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ウ **自転車**、二輪車、自動車(定時制高校の場合)の**使用に関するきまりの設定**
- エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

2 通学路設定の考え方が示されている規定等

(1) 小学校施設整備指針(文部科学省)

学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画・設計において必要な留意点を示したもの(中学校施設整備指針も同様の規定)。

※整備指針の表現

「～重要である。」: 標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」: より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である」: 必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

第2章 施設計画 第1節 校地計画

第3 通学環境

1 通学区域

(1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

(2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との均衡を保つことができることが望ましい。

(3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

(1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

(2) 地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することができるよう考慮されていることも有効である。

(2) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)

第5章 安全管理 第3節 通学の安全管理 ～通学の安全管理に関する観点や留意点

1 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を配慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに、通学路の安全が恒常的に確保されるよう、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じておく必要がある。

2 安全な通学方法

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選び、適切な安全管理の下に通学する。その際、特に次の事項の配慮する必要がある。

(1) 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用される交通機関等は、地域や学校の実情等により大きくことなる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候時等の状況における安全確保についても検討しておく。

(2) 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関係法規の遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、通学時間帯に応じた管理についても考慮する。

●安全管理の対象と項目の例示

(1) 通学路の設定と安全確保

対 象	項 目
通学路の 設 定	<p>通学路の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ歩車道の区別がある ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる ・遮断機のない無人踏切を避ける ・見通しの悪い危険箇所がない ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている ・犯罪の可能性が低い など
通学路の 安全確保	<p>安全確保のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する ・場所や状況により交通規制を要請する ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する など

(2) 徒歩やバス、電車交通機関利用による通学の安全確保

対 象	項 目
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの通学方法の把握 ・集団登下校における集合場所の危険性や集団の人数の適切性 ・校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ・校外指導の計画的実施 ・部活動などで下校時間が遅くなる場合の下校の仕方(交通事情や防犯等への配慮)
通学方法等に 応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から教員への児童生徒の引き渡し ・交通量の多い地域での対処(登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定) ・バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知(乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動など) ・他の歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
悪天候や自然 災害発生時に おける安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や災害情報の入手 ・状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処 ・状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処

(3) 自転車通学の安全確保

対 象	項 目
通 学	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学に関するきまり等の設定 など
点検、駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯(駐車場や経路等の調整) ・定期的な点検と不良箇所の修理 ・自転車置き場の使用法(使用場所や禁止場所の遵守、修理など) など
乗車時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの着用 ・雨天時の服装(雨具の着用、傘さし運転の禁止) ・防犯登録、保険への加入 ・悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・交通法規の遵守：スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止等 ・他の歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮や注意 など

1 通学中の交通事故の発生状況(過去3年間)

(1) 過去3年間で通学中に交通事故が発生した件数

(小学校)

	17年度	18年度	19年度	計
東区	5	6	6	17
博多区	1	1		2
中央区	1	3	2	6
南区	4	2	3	9
城南区	1	2		3
早良区	2	4	5	11
西区	3	2	5	10
計	17	20	21	58

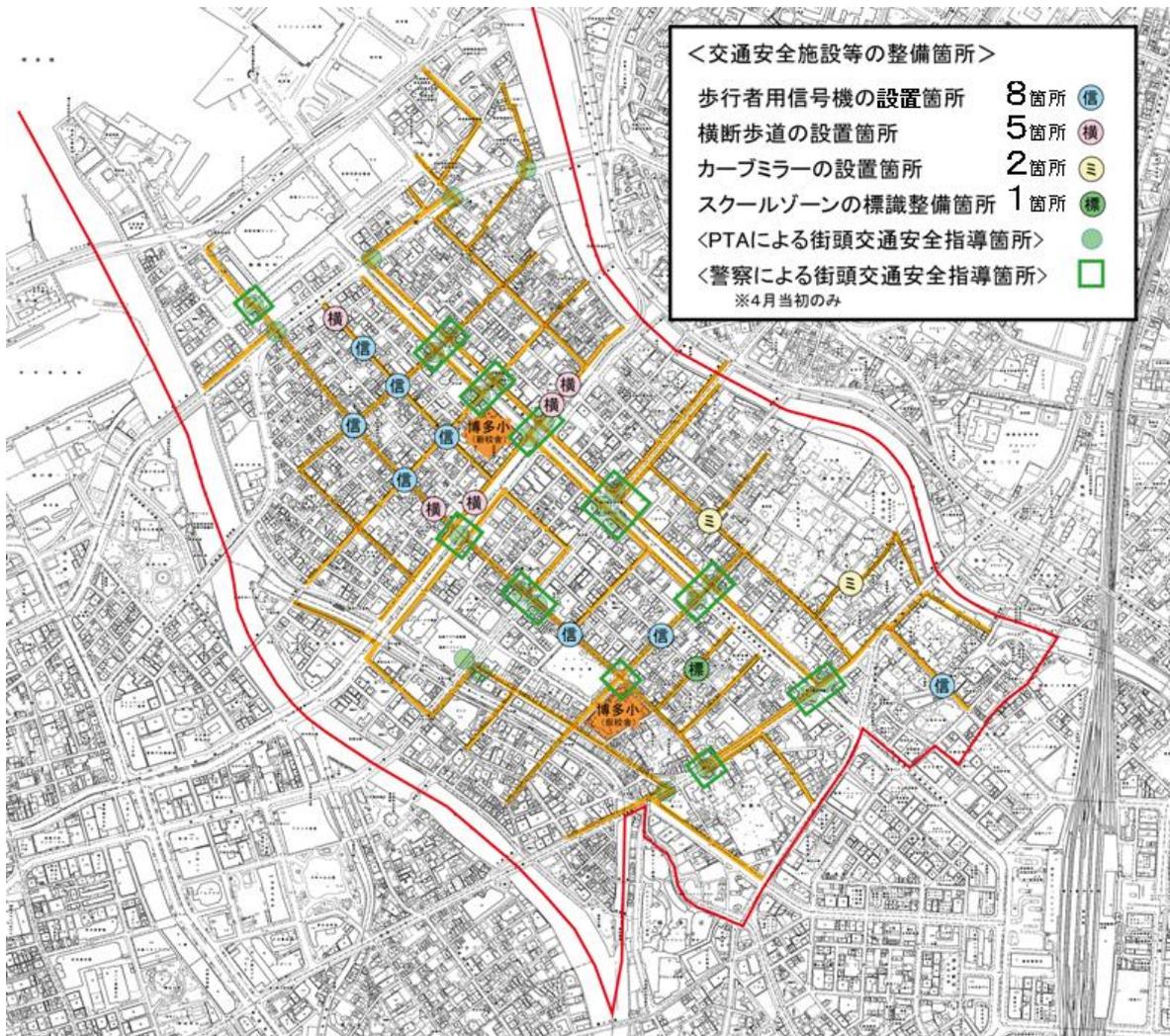
(中学校)

	17年度	18年度	19年度	計
東区		4	1	5
博多区		1		1
中央区				0
南区			1	1
城南区				0
早良区		1		1
西区				0
計	0	6	2	8

(2) 交通事故の主な原因

- ・横断歩道での接触や巻き込み
- ・路側帯等道路の端を通行中にバイクや車に接触
- ・道路への飛び出しや無理な横断

2 博多小開校に伴う通学路の整備



(1) 小学校の遠距離通学の状況(平成 20 年度学校調査より)

	最長の通学距離が 2 km 以内	最長の通学距離が 2 km を超える
小 学 校	129校 75,219名	17校 599名

		指定学校以外で近い学校		計
		あり	なし	
手 段	徒 歩	201	167	368
	バ ス	168	63	231
計		369	230	599

(1) 中学校の遠距離通学の状況(平成 20 年度学校調査より)

	最長の通学距離が 3 km 以内	最長の通学距離が 3 km を超える
中 学 校	60校 33,784名	9校 804名

		指定学校以外で近い学校		計
		あり	なし	
手 段	徒 歩	0	1	1
	自 転 車	263	312	575
	バ ス	145	83	228
計		408	396	804

1 災害時の地区避難場所・収容避難所

(1) 避難場所・避難所の種類

- ①避難場所…危険を避けるために**逃げこむ場所**(公園, 広場, 小中学校の運動場 等)
- ②避難所…住宅に居住することが困難な場合に, **一時的に生活する場所**
(公民館, 市民センター, 市立体育館, 小中学校の体育館 等)

一時避難所(公民館, 市民センター, 市立体育館等)
 …比較的小規模の災害時に優先して開設される。
 収容避難所(小中学校の体育館等)
 …一時避難所の収容能力が不足する場合や大規模な災害時に開設される。

(2) 福岡県西方沖地震での避難所開設状況

①避難所の設置数

(箇所)

	公民館	市民C等	小学校	各区計
東区	28	4		32
博多区	21	4		25
中央区	14	2	6	22
南区	6	1		7
城南区	10	1		11
早良区	9			9
西区	14	6		20
全市計	102	18	6	126

②地震直後(3/20)の避難人数

(人)

	公民館	市民C等	小学校	各区計
東区	257	60		317
博多区	91	49		140
中央区	194	456	414	1,064
南区	37	7		44
城南区	69	10		79
早良区	86			86
西区	262	767		1,029
全市計	996	1,349	414	2,759

③各小学校の避難者数の推移

(人)

学校名	開設状況	避難者数の推移											
		3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	
大名小学校	3/20 ~ 3/22 3日	126	53										
警固小学校	3/20 ~ 3/31 12日	240	46	33	49	48	36	30	23	12	9	1	
草ヶ江小学校	3/21 ~ 3/21 1日	5											
赤坂小学校	3/20 ~ 3/21 2日												
舞鶴小学校	3/20 ~ 3/22 3日	33											
福浜小学校	3/20 ~ 3/25 6日	10	17	12					1				
計		414	116	45	49	48	36	30	24	12	9	1	

(参考1)中央区の公民館の避難者数の推移

194	132	160	156	94	66	63	63	55	53	37
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----

(参考2)中央市民センターの避難者数の推移

23	11				2	1				1
----	----	--	--	--	---	---	--	--	--	---

→多くの避難所は3日目には閉所し, 公民館中心の避難所運営に移行した。

[公民館中心の運営に移行した背景]

避難者が公民館で収容できる規模であったことと, 授業への影響や管理区分の問題など, 学校を避難所として利用することに課題が多かったことが背景にある。

2 学校施設の地域開放の概要

(1) 小学校の施設開放

〔校庭〕

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
9:00	授業	昼間校庭開放事業 (幼児・児童・生徒) ※	
10:00			
17:00	公民館サークル、地域団体、 市に登録したスポーツ団体の利用		
22:00			

〔体育館〕

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
9:00	授業	雨天時の 校庭開放代替 (幼児・児童・生徒)	
13:00			
14:00			
17:00	公民館サークル、地域団体、 市に登録したスポーツ団体の利用		
22:00			

※子どもの利用に支障がない範囲で、地域団体等が利用する場合もある。

(2) 中学校の施設開放

〔校庭〕

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
9:00	授業	部活動	
17:00			
18:00 (19:00)	公民館サークル、地域団体、 市に登録したスポーツ団体の利用		
22:00			

〔体育館〕

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
9:00	授業	部活動	
17:00			
18:00 (19:00)	公民館サークル、地域団体、 市に登録したスポーツ団体の利用		
22:00			

3 博多部4小学校の統合における地域コミュニティの枠組み

